

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

当社は、サプライチェーン全体における付加価値向上を目指し、直接の取引先だけでなく、その先の取引先にも働きかけを行います（「Tier N」から「Tier N+1」へ）。これにより、既存の取引関係や企業規模を超えた新たな連携を推進し、取引先との共存共栄の構築を目指します。

また、災害時の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入支援や、BCP（事業継続計画）の策定に関する助言を行うとともに、保育サービスを活用した働きやすい環境づくりを支援します。特に、女性従業員の活躍を推進するために、柔軟な保育サービスの提供を通じて、育児と仕事の両立をサポートします。これにより、女性がキャリアを中断することなく、持続的に活躍できる職場環境を整え、企業の競争力を高めることを目指します。

さらに、女性がリーダーシップを発揮しやすい環境づくりを進めるため、働く女性が安心して子育てできる支援策を積極的に提案し、取引先企業との連携を深めていきます。これにより、女性活躍を促進し、企業全体の成長を支える持続可能な社会の実現に貢献します。

これらの施策を通じて、当社はオープンイノベーションや事業承継支援を含む多様な形での企業間連携を推進し、男女問わずすべての働く人々とその家族が幸福を享受できる社会の構築を目指してまいります。

b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は取引先企業との強固なパートナーシップを築き、健康経営を推進することで、従業員の幸福と企業の成長を両立させる持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

◎保育サービスを活用した健康支援

働く親が安心して仕事に集中できる環境を整えるため、保育サービスを活用した健康支援も推進します。従業員が仕事と育児を両立できるようにすることで、ストレス軽減やメンタルヘルスの向上につながり、全体として健康な職場づくりをサポートします。

◎女性活躍と健康経営の両立支援

女性活躍を推進するための取り組みの一環として、女性従業員の健康維持にも力を入れています。特に、妊娠・出産期のサポートや、育児と仕事を両立するための柔軟な勤務体制の導入を提案し、女性が安心して働ける環境を提供します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年8月9日

美辺株式会社

企業名

代表取締役 美辺香澄

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。